

令和6年度沖縄県消防防災ヘリコプター整備推進支援業務委託

仕様書

1 委託業務名

令和6年度沖縄県消防防災ヘリコプター整備推進支援業務

2 業務経緯と目的

消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）は、空中消火や救助活動・航空救急等に用いられ、消防組織法第30条では、「都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。」とされている。このため東京消防庁、道府県、政令指定都市においては、航空隊を設置整備している。

沖縄県は、南北約400km、東西約1000kmに渡る海域と160の島嶼から構成される離島県であるが、防災ヘリ及びこれを運用する航空隊を保有していない。

そのため、平成29年度においては、有識者を含む検討委員会を立ち上げ、導入の必要性や、導入する場合の方向性、課題についての調査、検討を行い「沖縄県消防防災ヘリコプター導入に係る調査検討報告書」（以下「報告書」という。）を作成した。

平成30年度は、その報告書に基づき、市町村等関係機関への説明及び協議を行うとともに、県民意識の醸成を図るシンポジウムなどを開催し、消防防災ヘリの導入に向け、「沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会」の設立を予定していたが、市町村からの賛同を得ることができなかった。

そのため、令和元年度においても市町村等関係機関への説明及び協議を行ってきたが、一部の市町村から賛同が得られなかった。

令和2年度においても引き続き、市町村の合意形成を推進する取り組みを行うとともに、消防庁により制定された「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に基づき、初期費用やランニング費用等について調査を行った。

令和3年度は、全41市町村の参加により「沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会」を令和3年8月に設立、10月には4つのワーキンググループを設置し、運用体制や市町村消防機関からの人員派遣、機体及び装備の仕様、航空センターの整備等の検討を開始した。

令和4年度は、ワーキンググループで協議した「基地整備場所」、「機体の仕様」、「人員派遣・費用等」、「県への要望」の4つの議案について協議会で可決し、41市町村長へ承認を依頼したが、石垣市及びうるま市から承認が得られなかった。

令和5年度は、令和4年度に引き続き、承認が得られていない2市への説明や市町村長が参加する意見交換会を開催したが承認が得られなかった。（会資料については別添資料1,2を参照）

令和6年度は、2市の承認に向けて、個別説明等の取組を行う。また、運用規約や要綱等の整備など運用面について、協議会や市町村及び消防機関で構成するワーキンググループで議論を重ね、準備を進める。

3 委託期間

契約の日から令和7年3月24日

4 委託業務の項目

(1) 沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の運営支援（5参照）

沖縄県消防防災ヘリコプターの円滑な導入を図ることを目的として、沖縄県及び県内41市町村で構成する「沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）において、以下に掲げる事項を協議するため、年度内に2回程度開催する。

- ア 運航規約等に関する事。
- イ 人員派遣及び費用等に関する事。
- ウ 消防防災ヘリ機体等の整備に関する事。
- エ 消防防災ヘリ基地の整備に関する事。
- オ その他消防防災ヘリに関する事。

※令和4年度に同協議会で4議案について可決、41市町村のうち2市から承認を得られていない状況のため、状況に応じ全市町村の承認が得られる議案を検討する必要がある。

(2) 沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会ワーキンググループの運営支援（5参照）

沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、推進協議会が行う沖縄県消防防災ヘリコプターの円滑な導入準備に係る事務を補助することを目的に、県内市町村及び市町村消防機関で構成する以下に掲げるWGを年度内に10回程度開催する。

ア 運用検討WG

運航規約や要綱、協定、運航基準等に関する事。

イ 人員派遣・費用等WG

派遣人数や負担金等に関する事。

ウ 機体等整備検討WG

消防防災ヘリ機体等の仕様に関する事。

エ ヘリ基地整備検討WG

基地施設の基本構想や基本計画、基本設計、実施設計等に関する事。

※各WGにおいて協議会へ上げた議案は作成済みであるものの、運航開始に向けより詳細な内容を詰める必要がある。

(3) 推進協議会及びWGにおいては、以下の内容で運営を支援する。

ア 会議資料の作成及び説明

推進協議会やWGにおいて、検討材料となる資料を提示するため、消防防災ヘリを運航している他都道府県や政令指定都市へ調査等を実施するとともに、その内容や結果を沖縄県と調整を行ったうえでとりまとめ、必要に応じ委員や参加者等へ説明を行う。

イ 会場確保及び設営

推進協議会及びWG会場の設営・設備等を確保調整し、飲み物準備及びこれを含む会場賃借料の支払い等を行う。

ウ 委員会の運営

推進協議会及びWGの開催にあたり、委員や参加者等への事前説明や次第、名簿、配席図等の作成、司会進行、資料配布、委員質問に関する回答等を行う。

エ 議事の記録

録音、写真による記録のほか、議事録・議事要旨の作成を行う。

オ 有識者委員への報酬

推進協議会及びWGへ有識者等が参加する場合には、その有識者等に対する旅費、宿泊費、謝金等の支払いを行う。

カ その他

沖縄県の指示によるものを行う。

(4) 将来的な運用拡大に向けた課題の抽出等

- ア 夜間運航に向けた課題の抽出及び他県実態調査
- イ 2機体制移行に向けた課題の抽出及び他県実態調査
 - 1 拠点2機体制、2拠点2機体制等パターン分けし、課題を抽出することを想定
- ウ ア、イに係るイニシャルコスト及びランニングコストの試算

(5) その他消防防災ヘリコプター導入に向けた沖縄県の取組支援

市町村への個別説明や関係機関との調整のための資料作成及び先進県調整等を実施する。

【参考】令和5年度の作業例

- ・他県消防本部における航空隊派遣で得た経験の活用事例調査
- ・他県における夜間運航の実態に関する情報収集
- ・米軍（普天間基地）に対する概要説明資料の作成（和文・英文）

また、4(1)の4議案について全市町村長から承認が得られ次第、運営連絡協議会立ち上げに必要な市町村との協定締結等、資料作成及び調整等を実施する。

(6) 受注者からの提示について

仕様書等にかかわらず、受注者からの専門的知識による提案があれば、発注者は内容を吟味の上採用することができる。

5 成果物

上記4においてとりまとめた資料や議事録のほか、会議結果や調査結果等について、以下のとおり成果物として提出する。

- ・各種資料及び調査報告書（紙媒体）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3冊
- ・各種資料及び調査報告書（電子データ／Word及びPDF）・・・・・・・・・・・・・・ 各1ファイル
- ・その他、県より指示があったもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一式

※ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

※ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

6 業務の進め方

事業の実施にあたっては、沖縄県（知事公室防災危機管理課）との調整を十分に行うこと。

7 業務の推進体制

共同企業体で本事業を受託する際には、共同企業体を構成する事業者間で協定書を締結し、実施体制と役割分担を明確にするとともに、当該協定書で規定する代表者が中心となり、沖縄県との綿密な連携の元に業務の遂行にあたること。

8 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務（アンケート配布業務等、単純作業的な業務）

9 その他留意事項等

- (1) 受託者は業務遂行にあたり、本委託の目的および個々の調査の意図を理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分に発揮しなければならない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (3) その他委託業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県（知事公室防災危機管理課）及び受託者で協議の上決定する。